

山口市社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、低所得で生計が困難である者及び生活保護受給者について、介護保険サービスの提供を行う社会福祉法人等(以下「法人等」という。)が、その社会的な役割にかんがみ、利用者負担を軽減することにより、介護保険サービスの利用促進を図ることを目的とするものである。

(実施主体)

第2条 山口市社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担軽減制度事業(以下「本事業」という。)の実施主体は、山口市とする。

(軽減を行う社会福祉法人等)

第3条 利用者負担の軽減を行おうとする法人等は、山口県知事及び山口市長に対してその旨の申出を行うものとする。

2 法人等は、管理台帳により軽減対象者及び軽減額等について管理しなければならない。

3 市長は、必要があると認めるときは、前項の台帳を検査し、提出をもとめることができる。

(対象となるサービス等)

第4条 対象となる介護サービス等は、介護保険法(平成9年法律第123号)に基づく訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、複合型サービス、介護福祉施設サービス、介護予防短期入所生活介護、介護予防認知症対応型通所介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護並びに第1号訪問事業のうち介護予防訪問介護に相当する事業及び第1号通所事業のうち介護予防通所介護に相当する事業(自己負担割合が保険給付と同様のものに限る。)に係る利用者負担額並びに食費、居住費(滞在費)及び宿泊費(短期入所生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護福祉施設サービス又は介護予防短期入所生活介護に係る食費及び居住費(滞在費)については、介護保険制度に

における特定入所者介護サービス費又は特定入所者介護予防サービス費が支給されている場合に限る。)とする。

(軽減対象者)

第5条 軽減対象者は、市民税世帯非課税であつて、次の各号の要件を全て満たす者のうち、その者の収入や世帯の状況、利用者負担等を総合的に勘案し、生計が困難な者として市長が認めた者及び生活保護受給者とする。

- (1) 年間収入が単身世帯で150万円、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下であること。
- (2) 預貯金等の額が単身世帯で350万円、世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下であること。
- (3) 世帯がその居住の用に供する家屋その他日常生活のために必要な資産以外に利用し得る資産を所有していないこと。
- (4) 負担能力のある親族等に扶養されていないこと。
- (5) 介護保険料を滞納していないこと。

(軽減の申請)

第6条 軽減を受けようとする者(以下「申請者」という。)は「社会福祉法人等利用者負担軽減対象確認申請書」を市長に提出しなければならない。

(軽減対象者の決定等)

第7条 市長は、前条の申請があつた場合は、申請者が軽減対象者に該当するかどうかを確認し、その結果を「社会福祉法人等利用者負担軽減決定通知書」により申請者に通知するとともに、軽減対象者に対して「社会福祉法人等利用者負担軽減対象確認証」(以下「確認証」という。)を交付するものとする。

ただし、旧措置入所者で利用者負担割合が5%以下の者については、軽減制度の対象としないが、ユニット型個室の居住費に係る利用者負担額については軽減の対象とする。また、生活保護受給者については、個室の居住費に係る利用者負担額について軽減の対象とする。

(確認証の提示)

第8条 軽減を受けようとする者は、対象サービスを利用する場合、法人等に「確認証」を提示しなければならない。

(軽減の程度)

第9条 法人等が行う軽減の程度は、第4条の規定による対象となるサービス等に
係る利用者負担額の4分の1(老齢福祉年金の受給者にあつては利用者負担額の2
分の1)とする。ただし、生活保護受給者については、利用者負担の全額とす
る。

(適用関係)

第10条 障害者ホームヘルプサービス利用者に対する支援措置事業との適用関係
については、これらの措置の適用を行い、その後、必要に応じて、本事業に基
づく軽減制度の適用を行うものとする。

2 介護保険制度における高額介護サービス費及び高額介護予防サービス費並びに
高額医療合算介護サービス費及び高額医療合算介護予防サービス費(以下「高
額サービス費等」という。)との適用関係については、本事業に基づく軽減制度
の適用を行い、その後、高額サービス費等の支給を行うものとする。ただし、
高額介護サービス費等との適用関係については、定期巡回・随時対応型訪問介
護看護、特別養護老人ホーム、小規模多機能型居宅介護及び複合型サービスを
利用する利用者負担第2段階の対象者は、高額介護サービス費で事業を上回る
軽減がなされていることから、軽減の対象とはしないことができるものとし
る。

3 介護保険制度における特定入所者介護サービス費及び特定入所者介護予防サー
ビス費との適用関係については、これらを支給した後の利用者負担額につい
て、本事業に基づく軽減制度の適用を行うものとする。

(法人等への助成)

第11条 市長は、法人等が行った軽減に対し、助成を行うことができる。

2 前項の助成額の範囲は、法人が軽減した総額のうち、法人等が本来受領すべき
利用者負担収入(軽減対象となるものに限る。)の1%を超えた部分の2分の1
を上限とする。ただし、指定介護老人福祉施設及び地域密着型介護老人福祉施
設入所者生活介護については、本来受領すべき利用者負担総額の10%を超えて
当該事業における軽減を実施した場合は、その超える部分の全額を助成するも
のとする。なお、この助成額の算定については、事業所を単位として行うもの
とする。

3 自らの財務状況を踏まえて自主的に事業実施が可能である旨を申し出た法人等
については、前項に規定する助成措置を受けることなく本事業を実施すること

ができるものとする。この場合も、助成措置以外の実施方法は第3条から第5条のとおりとする。

(取消し等)

第12条 市長は、第7条の規定に基づき決定された軽減対象者又は第11条の規定に基づき助成を受けた法人等が次の各号のいずれかに該当する場合は、軽減又は助成の決定を取り消すことができる。

(1) この要綱に違反したとき。

(2) 偽りその他の不正行為により軽減又は助成を受けたとき。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は平成17年10月1日から施行する。

(阿東町の編入に伴う経過措置)

2 阿東町の編入の日の前日までに、編入前の阿東町社会福祉法人等による利用者負担額軽減制度実施要綱の規定によりなされた処分、手続きその他の行為は、この要綱の相当規定によりなされたものとする。

附 則

この要綱は平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成21年4月1日から施行する。ただし、第9条の規定中「4分の1」とあるのは「100分の28」と、「2分の1」とあるのは「100分の53」と読み替えることとし、その期間は、平成21年4月1日から平成23年3月31日までとする。

附 則

この要綱は平成22年1月16日から適用する。

附 則

この要綱は平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成25年8月1日から施行する。ただし、平成25年8月1日施行の生活扶助基準等の改正に伴い生活保護が廃止された者であって、廃止時点におい

て本事業に基づく軽減又は特定入所者介護（予防）サービス費の支給により居住費の利用者負担がなかった者のうち、引き続き第5条の規定により生計が困難な者として市長が認めた者は、第9条の規定にかかわらず、軽減の程度を居住費以外にかかる利用者負担については4分の1（老齢福祉年金受給者は2分の1）とし、居住費にかかる利用者負担については全額とする。

附 則

この要綱は平成26年3月19日から施行する。

附 則

この要綱は平成26年4月1日から施行する。ただし、平成26年4月1日施行の生活扶助基準等の改正に伴い生活保護が廃止された者であって、廃止時点において本事業に基づく軽減又は特定入所者介護（予防）サービス費の支給により居住費の利用者負担がなかった者のうち、引き続き第5条の規定により生計が困難な者として市長が認めた者は、第9条の規定にかかわらず、軽減の程度を居住費以外にかかる利用者負担については4分の1（老齢福祉年金受給者は2分の1）とし、居住費にかかる利用者負担については全額とする。

附 則

この要綱は平成27年4月1日から施行する。ただし、平成27年4月1日施行の生活扶助基準等の改正に伴い生活保護が廃止された者であって、廃止時点において本事業に基づく軽減又は特定入所者介護（予防）サービス費の支給により居住費の利用者負担がなかった者のうち、引き続き第5条の規定により生計が困難な者として市長が認めた者は、第9条の規定にかかわらず、軽減の程度を居住費以外にかかる利用者負担については4分の1（老齢福祉年金受給者は2分の1）とし、居住費にかかる利用者負担については全額とする。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年5月8日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成30年10月1日から施行する。ただし、平成30年10月1日

施行の生活扶助基準等の改正に伴い生活保護が廃止された者であって、廃止時点において本事業に基づく軽減又は特定入所者介護（予防）サービス費の支給により居住費の利用者負担がなかった者のうち、引き続き第5条の規定により生計が困難な者として市長が認めた者は、第9条の規定にかかわらず、軽減の程度を居住費以外にかかる利用者負担については4分の1（老齢福祉年金受給者は2分の1）とし、居住費にかかる利用者負担については全額とする。

附 則

この要綱は令和元年10月1日から施行する。ただし、令和元年10月1日施行の生活扶助基準等の改正に伴い生活保護が廃止された者であって、廃止時点において本事業に基づく軽減又は特定入所者介護（予防）サービス費の支給により居住費の利用者負担がなかった者のうち、引き続き第5条の規定により生計が困難な者として市長が認めた者は、第9条の規定にかかわらず、軽減の程度を居住費以外にかかる利用者負担については4分の1（老齢福祉年金受給者は2分の1）とし、居住費にかかる利用者負担については全額とする。

附 則

この要綱は令和2年10月1日から施行する。ただし、令和2年10月1日施行の生活扶助基準等の改正に伴い生活保護が廃止された者であって、廃止時点において本事業に基づく軽減又は特定入所者介護（予防）サービス費の支給により居住費の利用者負担がなかった者のうち、引き続き第5条の規定により生計が困難な者として市長が認めた者は、第9条の規定にかかわらず、軽減の程度を居住費以外にかかる利用者負担については4分の1（老齢福祉年金受給者は2分の1）とし、居住費にかかる利用者負担については全額とする。